

開若発 0922 第 1 号
令和 3 年 9 月 22 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)
(公 印 省 略)

新規学卒者の採用内定取消し等に係る事業所名公表の取扱いについて

職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号。以下「則」という。）第 35 条第 2 項に規定する新規学卒者（以下「新規学卒者」という。）を雇い入れようとする事業主については、同項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間に、これを取り消し、又は撤回するときにおいては、あらかじめ、公共職業安定所等に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとされている。

また、厚生労働大臣は、則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき、当該通知の内容（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）が、「職業安定法施行規則第 17 条の 4 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合」（平成 21 年厚生労働省告示第 5 号。以下「告示」という。）各号のいずれかに該当するとき（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項第 1 号に規定する倒産により新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く。）は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に則第 35 条第 3 項の規定による報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができることとされている。

当該公表の目的及び内容については、下記のとおりとするので、取扱いについて遺漏なきを期されたい。

記

1 公表の目的

則第 35 条第 2 項（第 2 号に係る部分に限る。）の規定に基づき、事業主から通知された内容が、告示各号のいずれかに該当するときは、同項第 2 号の規定

による取消し又は撤回（以下「採用内定取消し等」という。）のあった年度の翌年度以降に就職活動を行う学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、事業所名等を公表するものとする。

ただし、当該公表は、あくまでも、学生生徒等に対する情報提供を目的とするものであって、事業主に対する制裁効果を期待するものでも、当該事業主に対する処罰を目的とするものでもないことに留意すること。

2 公表の内容

採用内定取消し等のあった年度の翌年度以降に就職活動を行う学生生徒等の適切な職業選択に資するよう、採用内定取消し等のあった年度の翌年度において、速やかに厚生労働省のホームページに次の事項を公表するものとする。

(1) 告示第1号、第3号及び第4号

- ・ 事業所名
- ・ 事業所の所在地
- ・ 事業内容
- ・ 採用内定取消し等のあった年月日
- ・ 該当する告示の要件

(2) 告示第2号

- ・ 事業所名
- ・ 事業所の所在地
- ・ 事業内容
- ・ 採用内定取消し等のあった年月日
- ・ 採用内定取消し等の対象者数
- ・ 該当する告示の要件

(参考)

○職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）（抄）

第十七条の四 厚生労働大臣は、第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容(当該取消し又は撤回の対象となつた者の責めに帰すべき理由によるものを除く。)が、厚生労働大臣が定める場合に該当するとき(倒産(雇用保険法第二十三条第二項第一号に規定する倒産をいう。))により第三十五条第二項に規定する新規学卒者に係る翌年度の募集又は採用が行われないことが確実な場合を除く。)は、学生生徒等の適切な職業選択に資するよう学生生徒等に当該報告の内容を提供するため、当該内容を公表することができる。

- 2 公共職業安定所は、前項の規定による公表が行われたときは、その管轄区域内にある適当と認める学校に、当該公表の内容を提供するものとする。

(法第五十四条に関する事項)

第三十五条 (略)

- 2 学校(小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。))及び幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。))を除く。)、専修学校、職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号に掲げる施設又は職業能力開発総合大学校(以下この条において「施設」と総称する。)を新たに卒業しようとする者(以下この項において「新規学卒者」という。)を雇入れようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、公共職業安定所及び施設の長(業務分担学校長及び法第三十三条の二第一項の規定により届出をして職業紹介事業を行う者に限る。)に人材開発統括官が定める様式によりその旨を通知するものとする。

- 一 新規学卒者について、募集を中止し、又は募集人員を減ずるとき(厚生労働大臣が定める新規学卒者について募集人員を減ずるときにあつては、厚生労働大臣が定める場合に限る。)
- 二 新規学卒者の卒業後当該新規学卒者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知した後、当該新規学卒者が就業を開始することを予定する日までの間(次号において「内定期間」という。)に、これを取り消し、又は撤回するとき。
- 三 新規学卒者について内定期間を延長しようとするとき。

- 3 公共職業安定所長は、前項の規定による通知の内容を都道府県労働局長を経て厚生労働大臣に報告しなければならない。

4・5 (略)

○ 職業安定法施行規則第十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める場合（平成 21 年厚生労働省告示第 5 号）（抄）

職業安定法施行規則第十七条の四第一項の厚生労働大臣が定める場合は、同令第三十五条第三項の規定により報告された同条第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定による取り消し、又は撤回する旨の通知の内容が、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 二年度以上連続して行われたもの
- 二 同一年度内において十名以上の者に対して行われたもの(職業安定法施行規則第三十五条第三項の規定により報告された取消し又は撤回(以下「内定取消し」という。)の対象となつた新規学卒者の安定した雇用を確保するための措置を講じ、これらの者の安定した雇用を速やかに確保した場合を除く。)
- 三 生産量その他事業活動を示す最近の指標、雇用者数その他雇用量を示す最近の指標等にかんがみ、事業活動の縮小を余儀なくされているものとは明らかに認められないときに、行われたもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する事実が確認されたもの
 - イ 内定取消しの対象となつた新規学卒者に対して、内定取消しを行わざるを得ない理由について十分な説明を行わなかったとき。
 - ロ 内定取消しの対象となつた新規学卒者の就職先の確保に向けた支援を行わなかったとき。